

福岡県公報

平成22年7月30日
第3141号

目次

告示(第1281号 - 第1293号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
自衛官の募集	(市町村支援課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
土地改良事業の変更の協議の適否決定	(農村整備課)	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
公 告			
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
一般競争入札の実施	(企画交通課)	8
雑 報			
有料道路の改築工事の開始	(高速道路対策室)	10
自衛官の募集	(市町村支援課)	10

告 示

福岡県告示第1281号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東四丁目1952番42及び1952番214から1952番230まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社 代表取締役 今村 重記

福岡県告示第1282号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦899番17
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
津福市西福間4丁目2番217号
佐々木 大吾
佐々木 陽子

福岡県告示第1283号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字溝ノ上383の2、字吹屋385の3、字檜山392の2、字大河内口393、字神田411の2、411の4、字庄司ノ前457の3、457の7、字屋敷467の2、467の4、470、489、502、字奥ノ上471の1、471の4、472の1、472の4、473の5、字井手ノ下474の1、474の3、字這鷹475、476、477の1から477の6まで、478の1から478の3まで、479、485の1、485の2、486、492、字水ノ上482の2、482の3、482の7、490、498の1から498の3まで、499の1、501、字坂ノ口谷484の2から484の4まで、493、494、字上ノ山506、507、518、519、字開き上710、711、字大切1248、1249、1250（次の図に示す部分に限る。）、字餅ヶ谷より頂吉峠迄1644の23、1644の24

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1284号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（平成22年7月福岡県告示第1131号）は取り消す。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区大字黒川字門司口885、886

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

南筑後	県道	大牟田線 高田	前	大牟田市大字宮崎1809番 1先から 大牟田市大字宮崎741番 1先まで	6.7 ~ 9.2	210.0
			後	同上	6.7 ~ 38.2	

福岡県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	倉永池線 三	前	大牟田市大字宮崎1797番 1先から 大牟田市大字宮崎743番 1先まで	5.7 ~ 10.4	130.0
			後	同上	11.0 ~ 15.0	

福岡県告示第1287号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県総合福祉協議会

(2) 代表者の氏名

松尾 和昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田67番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者又は地域住民に対して、多様な福祉サービスを創意工夫し、総合的に提供して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行うとともに、広く市民に対する余暇活動支援や労働者に対する交流支援などを行うことでもって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1288号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成22年度において自衛官候補生として採用する自衛隊員の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 募集期間

平成23年3・4月入隊（男子・女子）	平成22年8月1日から 平成22年9月10日まで
--------------------	-----------------------------

2 受験資格

平成23年4月1日現在18歳以上27歳未満の者

3 試験期日

(1) 男子：平成22年9月18日（土）

及び同月19日（日）から10月4日（月）の間のうち指定する1日

(2) 女子：平成22年9月26日（日）、27日（月）

4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市大字川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

5 試験場の位置及び名称 (予定)

(1) 男子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉北区中島1	北九州予備校
飯塚	飯塚市川津680-4	九州工業大学
福岡	太宰府市五条3-11-25	日本経済大学
久留米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
久留米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第1289号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人GGP (ジェンダー・地球市民企画)

(2) 代表者の氏名

岩丸 明江

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区中島1丁目17番26号 河村方

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人びとに対して、ジェンダー（社会的・文化的性別）の視点にたった地球市民教育の開発、普及、研究、その担い手の養成に関する事業およびそれに関連する事業を行い、人びとが「自分の価値観を自覚する力」「自分で決定する力」「問題を解決する力」を育み、グローバル（地球規模）な視野に立って人類共通の課題や地域的課題の解決に参画することを支援し、もって社会全体の利益を増進することを目的とします。

福岡県告示第1290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成22年7月13日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	縦覧期間	縦覧場所
筑前町	釣鐘地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成22年7月30日から 平成22年8月27日まで	筑前町役場

福岡県告示第1291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年7月13日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 サンキ大牟田店
 - 所在地 福岡県大牟田市藤田町266 - 10
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社三喜不動産 代表取締役社長 野田 孝文	株式会社三喜不動産 代表取締役 八木下 眞司

福岡県告示第1292号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年7月9日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
(変更前)
特定非営利活動法人 市民による成年後見の相談・支援センター
(変更後)
特定非営利活動法人 市民後見センターふくおか
 - 代表者の氏名
真鍋 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区千早5丁目17番18号TKビル2号館205号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の周知、相談、支援活動を行うと共に、シニアライフ全般の支えあい事業を行い、高齢者が現在暮らしている街で、安心して暮らし続けていける「支え合い社会の実現」に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1293号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 わが家の119番

(2) 代表者の氏名

佐藤 千澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区的場1丁目20番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、快適な居住環境を求める人々に対して住宅の増改築及びリフォームの相談を受けて問題を解決する情報を提供することなどにより、より新しい生活環境づくりと自然環境との共存によって、すべての人々が日々楽しく、幸福に暮らせる社会を構築することに寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

土木情報システムサーバ機器等の賃貸借及び保守業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（

様式第4号）

- ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
 - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 - ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成22年9月3日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年

9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

土木情報システムサーバ機器等の賃貸借及び保守業務契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借及び保守期間

平成23年3月1日から平成28年2月29日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者

(3) 納入しようとする物品等が1(2)において示した入札説明書の仕様と適合していることの確認を、平成22年9月15日（水曜日）までに得ている者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県県土整備部企画交通課（行政南棟6階）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3645

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成22年7月30日（金曜日）から平成22年9月8日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成22年9月17日（金曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成22年9月21日（火曜日）午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁県土整備部会議室（行政北棟6階）

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含

む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Contract matter
 Contract for lease and maintenance of server computers for public works information systems
 (2) Deadline for Tender
 5:00 PM on September 17, 2010
 (3) Contact Point for the Notice:Projects and Traffic Planning Division,
 Department of Prefectural Land Development,

Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
 TEL 092 - 643 - 3645

雑 報

福岡県道路公社公告第1号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第1項の規定に基づき、有料道路の改築工事について次のとおり公告する。

平成22年7月30日

福岡県道路公社

理事長 小 田 修 一

1 路線名

一般国道497号（福岡前原道路）

2 工事の区間

路線名	起点	終点
一般国道497号	福岡市西区拾六町一丁目	福岡市西区拾六町一丁目

3 工事の種類

自動車専用道路の改築

4 工事開始の日

平成22年7月30日

平成22年度において一般曹候補生として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように公告する。

平成22年7月30日

自衛隊福岡地方協力本部長 山 中 洋 二

1 募集期間

平成23年3・4月入隊	平成22年8月1日から 平成22年9月10日まで
-------------	-----------------------------

2 受験資格

平成23年4月1日現在18歳以上27歳未満の者

3 試験期日

平成22年9月18日(土)

4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1(芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市大字川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12(福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所

柳川市三橋町下百町6-7

(電話 0944-72-7794)

自衛隊福岡地方協力本部
柳川地域事務所

5 試験場の位置及び名称(予定)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉北区中島1	北九州予備校
飯塚	飯塚市川津680-4	九州工業大学
福岡	太宰府市五条3-11-25	日本経済大学
久留米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地